

南砺市農業委員会第3回総会会議録

- 1.招集日時 令和 2年 9月 3日
- 2.開会時刻 令和 2年 10月 2日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 2年 10月 2日 午後3時00分
- 4.場 所 福光庁舎 別館3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	欠	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第13号 農用地利用集積計画(案)の決定について

第3 報告事項

報告第5号 農地転用制限の例外に係る届出について

報告第 6 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第 7 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について

報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による
通知書について

8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣、係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 | お疲れ様です。本日はお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、第 3 回南砺市農業委員会 令和 2 年 10 月の総会を開催いたします。本日の出席人数は、委員総数 20 名のうち 19 名の出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 | お忙しいところご出席賜りまして誠にありがとうございます。稲刈りももう少し残っている感じではあります。作況指数も 103 ということで、長雨の影響が心配されましたが昨年並みという予想であります。今年はブナの実が凶作ということで、昨日も城端地域で熊が 1 頭捕獲されました。これから更に熊の被害がでてくると予想されます。1 度柿の木に熊が柿を食べに来たら無くなるまで来ますので注意が必要です。熊を追い払うよりも捕獲したほうがいいのですが、冬の狩猟期間中に県が熊の捕獲を禁止して保護します。雪がなく餌の少ない時でも被害が多数発生することになるのです。皆様方に情報としてお伝えいたします。

議長 | さて、会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきます。本日の署名委員は 6 番の委員、7 番の委員の 2 名の方よろしくお願ひいたします。それでは議事に入ります。

議長

議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第 11 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 4 件の申請がありました。

面積は田 10,800 m²、畑 63,929 m² 計 74,729 m²です。

受付番号 1 番です。

この案件は農地中間管理機構の特例事業によるもので、公益社団法人〇〇〇〇が保有していた農地を認定農業者である耕作者〇〇〇〇に申請地 田 1 筆 1,693 m²を譲り渡すものです。

受付番号 2 番です。

この案件も受付番号 1 番と同様で農地中間管理機構の特例事業によるもので公益社団法人〇〇〇〇が保有していた農地を農事組合法人〇〇〇〇に申請地 田 4 筆 8,693 m²を譲り渡すものです。

受付番号 3 番です。

譲渡人は高齢で、所有農地 1 筆の維持管理が困難となりました。申請地 田 1 筆 414 m²を耕作者であり農業経営拡大に意欲のある認定農業者の譲受人へ譲り渡すものです。

受付番号 4 番です。

この案件も受付番号 1 番及び 2 番と同様で農地中間管理機構の特例事業によるもので公益社団法人〇〇〇〇が保有していた農地を〇〇〇〇株式会社に申請地 畑 30 筆 63,929 m²を譲り渡すものです。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員

受付番号 4 番 畑 30 筆の件ですが、この地域は非常に難しい地域で地目は畑ですが、実質水田なのか否か確認願います。

事務局

4 番の畑 30 筆ですが全て畑です。一部、不作付けもありますが、現況は畑地です。過去に利用権設定していただきましたので、

事務局 ぶどうを定植している圃場もあります。

〇〇委員 わかりました。

議長 他にご質問はございませんか。

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものとしたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 12 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請がありました。面積 794 m²、地目はすべて田です。

分家住宅	2 件	田	2 筆	659 m ²
駐車場	1 件	田	1 筆	135 m ²
計	3 件		3 筆	794 m ²

受付番号 1 番です。

譲渡人は、申請地 田 438 m²を譲受人の分家住宅として転用するものです。

譲受人は市内のアパートに住んでおります。将来子どもができたときアパートでは狭いため、自己所有住宅を建築したいと思っております。実家には両親が住んでおり、住宅敷地内に住宅建築を考えましたが、納屋及び庭木などにより面積がないことから両親に相談し、両親の所有農地を住宅敷地にすることを承諾いただきました。

この申請面積は、住宅のほか夫婦の車両スペース及び来客用の車両分も含まれております。将来、両親の介護や農業の

事務局

管理面でも両親の住宅の付近であれば安心と判断したことも理由のひとつであります。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番です。

譲渡人は、申請地 田 221 m²を譲受人に分家住宅として転用するものです。

譲受人は、現在、市内のアパートに家族 5 人で住んでおります。最近、子供の成長が著しくアパートの広さでは手狭と感じるようになり、自己所有の住宅を考えるようになりました。この機会に、実家の近くで土地取得を考え家族に相談したところ、申請人の父が所有する農地に転用することを承諾いただきました。今後は家族とも頻繁に行き来できる申請地であれば、お互い安心した生活環境を確保できるため、申請に至りました。

農地区分は 2 種農地と判断され、転用許可基準は代替可能性勘案の必要なしに該当するものと考えられます。

受付番号 3 番です。

譲渡人は、申請地 田 135 m²を譲受人の駐車場に転用するものです。

譲受人はパティシエとして働いており、県外の洋菓子店で修行を積み、今回地元で新しく開業することになりました。開業する店舗は、現在住んでいる自宅に隣接している物置兼車庫を使用するものとし、今年 12 月の開店を目指して現在は改装中であります。従業員や来客用の駐車場が必要になることから、申請に至ったものです。この申請地は、交差点付近で路上駐車が困難であるため、従業員用 2 台及び来客用 4 台の計 6 台分の駐車場確保が急務となりました。

農地区分は都市計画法上の用途地域（第一種中高層住居専用）で 3 種農地と判断され、転用許可基準は原則許可に該当するものと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 13 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 13 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権の設定に関する案件で 9 月中に届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、33 件・114 筆の申請がありました。面積は、田のみ 246,202 m²です。

〇〇地域の 5 番につきましては、農事組合法人〇〇〇〇が再設定するものです。賃料 0 円であります。過去に酪農家の〇〇さんが飼料作物を作っておられましたが、廃業されました。地権者はこの法人の構成員ではなく、条件が悪い田であるため、隣接地区の農事組合法人〇〇〇〇が引き受けたということです。今年度の細目書を確認したところ、大麦を作付しており、水稻には不向きな圃場であるために転作田として利用されるということでございます。

続いては 6 番の〇〇地域です。地権者は市外在住者で実際、同集落内の管理できる方に設定したということです。耕作条件が悪いところなので、賃借料が発生しないということになったと思われま。

7 番以降につきましては、〇〇地域の〇〇集落について、中間管理機構を通して農事組合法人〇〇営農組合へ配分予定であります。もともと構成員と法人との相対契約となっておりましたが、今年度満了することで今回、中間管理機構を通して設定されたものです。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 13 号 農用地利用集積計画 (案) の案を除きまして
決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものとした
します。

議長

続きまして次の報告事項へ進みます。

議長

報告第 5 号 農地転用制限の例外に係る届出について、事
務局に説明を求めます。

事務局

＝報告第 5 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回の届出は 1 件ありました。

申請人は、〇〇地域の〇〇で、申請地 田 1,138 m²内 160.63
m²を土地改良事業に伴う工事車両侵入用道路の交差点巻き込
み部及び現場事務所の設置のため賃貸借契約にて転用するも
のです。期間は、令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日ま
でで現在、地元の農事組合法人〇〇と利用権設定中ですが、
工事が農閑期であることから、既に合意を得ています。

今回の工事により、工事車両が往来するには農道が狭く困
難であることから届出がありました。前回報告の件と着工時
期が同一でありながら、届出が遅延した理由は、当初、巻き
込み部がなくても問題ないと判断していましたが、工事を進
めていくうちに必要となり急遽、届出したということです。

農地法施行規則第 53 条第 4 号の農地転用のための権利移動
の制限の例外に該当し、土地改良法に基づく土地改良事業に
よって、灌漑排水施設、農道等に転用する場合に該当するた
め、報告するものです。

議長

報告事項ですので採決いたしません。

議長 続きますして次の報告事項に進みます。

議長 報告第 6 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 6 号について議案書をもとに既読・説明=

今回 1 件の届出がありました。

平成 8 年に届出なしで農機具格納庫を建築したため、分筆後、始末書をもって是正するものです。9 月 23 日付けで農業振興地域整備計画の変更を行ったことを報告します。

議長 続いての報告事項に進みます。

議長 報告第 7 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 7 号について議案書をもとに朗読・説明=

譲受人は公益社団法人〇〇〇〇で譲渡人〇〇 畑 2,454 m²のあっせんを行うものです。農地法第 3 条で受付番号 4 番の案件にございました譲受人が関係しており、譲渡人の父名義であっせん手続きをしておりましたが、亡くなられたため、相続手続きが終了後、改めて息子名義で申請するといった経緯であります。

議長 続いての報告に移ります。

議長 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 8 号について議案書をもとに既読・説明=
今回は、8 件の届出がありました。面積は田のみ 8,401 m²です。

受付番号 1 番につきましては、耕作者変更のため届出したものです。

受付番号 2 番につきましては、議案番号第 11 号農地法第 3 条受付番号 3 番によるものです。

事務局 受付番号 3 番から 6 番は、〇〇地区として利用権設定分の中間管理機構への切替えが 7 月末日で終了していましたが、農協仲介のこの 2 筆が残っていることがわかり、今後は、中間管理機構を通して利用権を設定することになったため解約するものです。
受付番号 7 番及び 8 番は、報告第 6 号の軽微な変更に関する案件です。

議長 これら報告事項について、何かご質問、ご意見などございますか。

(異議なし)

議長 続いてその他にうつります。

議長 その他について事務局からお願いいたします。

事務局 =その他について説明=
(活動記録 7 月から 9 月分について)
(研修会案内配布：継続農業委員含む)
(農業委員の選挙活動等について)
(空き家に付随した農地の別段面積取り扱いについて)
(農業委員報償等について)

事務局長 今、すぐにでもご意見をお聞きすることではありませんが、近いうちに何かございましたらお聞きしたいと思っております。

議長 下限面積 10a は五箇山村で設定されております。
それ以外では 50a と設定されております。
他の市町村では、細かく設定されているところもございますが、南砺市では五箇山のみということですが、
空き家と併せてということになりますと、いろいろ考えなければならぬことも多々ございますので、ご検討いただければ幸いです。

議長 全般的に何かございましたら、ご意見等お伺いいたします。

- 〇〇委員 今、意見を求めていますか。
- 事務局長 今すぐということではございません。
次回にでもご協議賜りたく存じますのでご意見等ありましたらお伺いいたします。
- 〇〇委員 空き家に付随した農地で範囲を設定するよりは、宅地に変換して、畑として使うなど可能性があるのではないか。所有権移転がスムーズにできるように勧めてほしいです。
- 事務局 空き家に隣接している農地をイメージしており、空き家があり、農地も所有しているためセットで処分できないか、というそれはできません。
現在、耕作者がいる場合、その方の権利を侵してまで全部処分することは不可能です。まずは、空き家部分に付随している部分に、1㎡以上耕作してもらえればその農地は所有できます、借りられるということにしたいと思っております。他の市町村では現場の状況に合わせて決めておられるようです。
- 〇〇委員 宅地の中に畑があったりした場合、現実にあったようにできればいいのではないかと思います。
- 事務局長 移住者に向けたものもあり、都会から来た方が少しばかり家庭菜園をしたいという考えの方が多くおられるとのことで、その方々への対応が主なことであります。
今回だけで結論がでるものではございませんので、様々な事例を踏まえてお考えをお聞きしたいと思っております。
また、報償についてですが、以前、〇〇委員からご意見をいただいていた件について、ご自分が担当する地域で人・農地プランを進める等の会議に農業委員という立場で出席する場合に何らかの対価はないものか検討したところ、地域のアドバイザーとして出席いただいた場合に報償費を払うべきとお示しいたしました。そのかわり、参加依頼または会議資料の写しを付けていただけると交付金事業を実施するまで、このような対応を考えております。これにつきましても、ご意見等お聞かせいただけると幸いです。

- 〇〇委員 ありがとうございます。
 農業委員会の総会及びパトロールなど、実際に地元からの要請で顔を出す機会がございます。1月から2月くらいにかけて、農事座談会で耕作放棄地や集約について話す機会が多々ございました。費用弁償等を考えていただけるとありがたいと思っておりましたので、うれしく思っております。
- 事務局長 この件につきましても、ご意見等ございましたら後日お聞きしたいと存じます。
- 議長 その他、特にないようでしたら、議案・報告事項はすべて終わりますが、いかがでしょうか。
- 議長 来月の総会は令和2年11月5日（木）午後2時から、場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。
- 議長 以上で、南砺市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

 （閉会時刻 午後3時00分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長